

水俣市スポーツキッズサポーター基金事業及びスポーツ振興基金事業実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、水俣市スポーツキッズサポーター基金条例（平成30年条例第26号）に基づく水俣市スポーツキッズサポーター基金（以下「キッズサポーター基金」という。）及び水俣市スポーツ振興基金条例（平成9年条例第4号）に基づく水俣市スポーツ振興基金（以下「スポーツ振興基金」という。）の事業実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キッズサポーター基金事業)

第2条 キッズサポーター基金の対象となる事業は、次の各号に定めるものとする。

(1) 水俣市内に在住若しくは通学する小学生から高校生までの者、保護者が水俣市内に住所を有する市内小学校又は中学校を卒業した高校生までの者又は水俣市内に活動拠点を有するスポーツ団体及びその指導者がスポーツ大会へ出場することが決定した場合の奨励金交付事業

(2) 前号に係る顕彰事業

(3) 水俣市内に活動拠点を有する小中学生のスポーツ団体（部活動を除く。）のうち、成人の責任者を有し小中学生4名以上が所属する水俣市に登録された団体（以下「キッズスポーツクラブ」という。）に対する奨励金交付事業

(4) スポーツを通じた子どもたちの健全育成を図るための事業

(5) その他市長が必要と認める事業

2 前項に掲げる事業の実施に関し、必要な事項を協議するため、水俣市スポーツキッズサポーター基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くことができる。

3 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(スポーツ振興基金事業)

第3条 スポーツ振興基金の対象となる事業は、次の各号に定めるものとする。

(1) 水俣市民、水俣市内の団体又は水俣市内に勤務する者（ただし、前条第1項第1号に規定する者を除く。）が選手又は指導者としてスポーツ大会へ出場することが決定した場合の奨励金交付事業

(2) 前号に係る顕彰事業

(3) スポーツの振興を図るための事業

(4) その他市長が必要と認める事業

(大会出場奨励金の交付)

第4条 第2条第1項第1号及び前条第1項第1号に規定する大会出場奨励金の交付対象となる大会は九州大会以上の大会のうち次の大会とし、奨励金の金額は、別表のとおりとする。なお、団体における出場者数については、出場するスポーツ大会の要項等に規定された人数とし、監督、コーチ等を含むものとする。

(1) 選考会、予選会等を経て出場する大会

(2) 所属する競技大会の選抜、推薦等を受けて出場する大会

(3) 標準記録突破等の資格認定を受けて出場する大会

(4) その他市長が必要と認める事業

2 大会出場奨励金の交付を受けようとする者は、水俣市スポーツ大会出場奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、大会出場前に市長へ申請しなければならない。ただし、大会出場前に申請することができない事情があると認めるとき

は、大会終了後30日までその申請期限を延長することができる。

- (1) 出場するスポーツ大会の要項
- (2) 大会出場者名簿(様式第2号)(交付対象者が1名の場合を除く。)
- (3) 大会出場者名を確認できるもの

3 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、水俣市スポーツ大会出場奨励金交付決定通知書(様式第3号)により交付の決定を行うものとする。

4 大会出場奨励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに結果等を市長に報告するものとする。

5 市長は、大会出場奨励金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不適切な申請があった場合
- (2) 社会通念上不適切な行為があった場合
- (3) その他市長が大会出場奨励金の交付が適当でないとした場合

6 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に大会出場奨励金を交付しているときは、期限を定めて大会出場奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(登録団体奨励金の交付)

第5条 第2条第1項第3号に規定する登録団体奨励金の金額は、別表のとおりとする。

2 登録団体奨励金の交付を受けようとする者は、水俣市キッズスポーツクラブ登録団体奨励金交付申請書(様式第4号)に水俣市キッズスポーツクラブ登録申請書の写しを添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、水俣市キッズスポーツクラブ登録団体奨励金交付決定通知書(様式第5号)により交付の決定を行うものとする。

4 市長は、虚偽その他不正な手続等により、登録団体奨励金の交付を受けた者がいるときは、その者に交付した登録団体奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金等の交付)

第6条 市長は、水俣市民、水俣市内の団体又は水俣市内に勤務若しくは通学する者に対し、第2条第1項第2号、第4号及び第5号並びに第3条第2号から第4号までに該当する事業の経費を別表のとおり補助することができる。

2 前項の補助金の申請等を行う場合は、水俣市補助金等交付規則(昭和62年規則第10号)に定めるところによるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(関連要綱の廃止)

2 水俣市スポーツ振興基金運営及び補助金要綱(平成9年告示第7号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に廃止前の水俣市スポーツ振興基金運営及び補助金要綱第4条の規定による交付の決定がされたスポーツ振興補助金の交付については、なお従

前の例による。

附 則（令和元年7月26日告示第87の2号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年1月8日告示第2号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第52号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第30の2号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年5月23日告示第53号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第4条、第5条及び第6条関係）

事業区分		個人	団体
大会出場奨励金 交付事業	国際大会 （国外開催）	1名につき100,000円	100,000円×出場者数 （上限500,000円）
	国際大会 （国内開催）	1名につき50,000円	50,000円×出場者数 （上限500,000円）
	全国大会	1名につき30,000円	30,000円×出場者数 （上限200,000円）
	上記以外の九州大 会以上の大会	1名につき10,000円	10,000円×出場者数 （上限100,000円）
顕彰事業		1大会につき15,000円又は補助対象経費に係る実 支出額のいずれか低い方の額	
キッズスポーツクラブ登録団体奨励 金交付事業		1団体につき年額10,000円	
その他の事業		市長が必要と認める額	